

均等待遇保障など労働者保護を軸に派遣法抜本改正を

脇田 滋 龍谷大学教授・労働法

日本をモデルに派遣法が制定されたが、2006年改正で、有期雇用も含めて均等待遇と2年後の正社員転換を明記した。

*

日本の現行法制は、労働者保護という点で世界最低・最悪である。

政府提出の派遣法改正案は、派遣労働者の目線から程遠く、企業側の要望のみを反映して現状維持を狙ったものである。

日本の派遣労働は撤廃するか、少なくとも抜本改正によって、世界水準

の規制に近づけなければならない。

後、法案審議を開始した「労政審」の昨年末答申は、①と④を削除、②と③は例外を大幅導入するなど、3党案の内容を換骨奪胎」するものであった。

派遣労働で甘い利益を享受してきた派遣先（大企業）と派遣元（派遣業界）が強烈に巻き返した

のである。また、「派遣切

り」にストライキで対抗した大企業労組は皆無に近かったが、「労政審」の労働者委員は、こうした労組の代表であって、派遣切りされた労働者の声を反映していない。

*

フランスやドイツなどEU諸国でも派遣労働は存在するが、その法規制は日本とは全く異っている。

*

派遣と有期雇用を一体

.....

である。

*

2008年秋以降の「派遣切り」で、その雇用不安定と無権利が可視化され、派遣法改正が、09総選挙の争点の一つとなった。当時の野党3党（民主、社民、国新）案では、①均等待遇、②製造派遣禁止、③登録型派遣禁止、④派遣先責任大幅拡大など、注目すべき内容を含んでいた。

ところが、新政権発足

全国保険医新聞
第2477号
2010年6月5日8面